

答 申

審査請求人（以下、順に「里父」、「里母」といい、両名を併せて「請求人ら」という。）が提起した里親認定取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人らに対し平成29年3月24日付けで行った里親（養子縁組）認定取消処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人らの主張の要旨

請求人らは、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性、不当性を主張しているものと解される。

- (1) 請求人らのマンションは1階にあり、本児が玄関の鍵の開閉を覚え、これまでも外に出てしまうことがあり、その危険から本児を守るため、里父は本児の臀部を平手で叩いてしまったが、力の加減が分かっていなかった。里父は、その日、本児の臀部に痣ができていることに気づかないまま風呂に入れてしまい、逆に炎症した部分を温めて、内出血も拡散してしまった。法医学鑑定によると、本件平手打ちによりできた臀部の痣と同一箇所には黄色色素の沈着が認められ、体罰の継続性が疑われるとし

ているが、本件鑑定がいつ誰によって、どのような方法で行われたかは、これまで一切説明がなく、事実誤認の可能性がある本件鑑定の内容は、改めて精査される必要がある。

- (2) 本件平手打ちは、形式的には児童虐待防止法の虐待に該当するとしても、本件において開示された調査結果報告書及び東京都児童福祉審議会議事録を見ても、里父の本児に対する体罰の継続性を含む、本件処分の本質的部分に踏み込んだ上で判断がなされた形跡はない。虐待としつけの間にはグレーゾーンがあり、子どもが耐え難い苦痛を感じる事があれば、それは虐待であると考えべきであるが、本件平手打ちにより本児の人権が著しく侵害され、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響があったとはいえない。処分庁は、児童センターの判断を追認しただけで、本件処分を行っている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月18日	諮問
平成29年11月17日	請求人の申入書（口頭意見陳述の申立てを含む。）を收受
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）
平成29年12月25日	請求人へ口頭意見陳述を実施しない

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法6条の4第1項の規定は、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が27条1項3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいうとしている。

法施行規則36条の47の規定は、1条の33第2項各号に掲げる者（同項1号は、養子縁組によって養親となることを希望する者）に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとするとしている。

里親の行う養育について、法45条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）を定めているほか、厚生労働省が「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出している。

- (2) 東京都は、法、法施行規則及び上記(1)の各通知等を踏まえ、都運営要綱を定め、東京都里親制度を運営している。都運営要綱3では、この制度における里親とは、法に定める里親であっ

て、そのうち養子縁組里親とは、要保護児童を、養子縁組を目的として養育する里親として、知事の認定を受けた者とするとしている（同要綱3・(4)）。

知事は、都運営要綱5・(2)に基づき、児童相談所長からの里親希望者の申請に係る進達を受けたときは、その内容を審査し、東京都児童福祉審議会の意見を聴いた上で、認定又は認定しないことの決定を行い、里親の種類ごとに定める登録簿に登録し、又はしないことの決定を行わなければならないと、知事は、遅滞なく、その旨を当該里親希望者に通知しなければならないとし、同要綱7・(1)及び(3)は、登録の有効期間は2年とし、知事は、適当と認めるときは、更新の登録を行うとしている。

知事は、里親が都運営要綱6・(1)ないし(5)のいずれかに該当するに至ったときは、当該里親の認定を取り消すことができるとし、同6・(1)は「東京都里親認定基準を満たさなくなったとき。」としている。そして、都認定基準の「里親申込者の基本要件」(3)において、縁組里親についても適用される認定基準として「児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること」としている。

- 2 これを本件についてみると、児童センター所長は、本児について、身体的虐待があると判断して一時保護をした後、同センターの担当職員及び少子社会対策部の担当職員が、それぞれ別の日に〇〇弁護士同席の下、請求人らから、本件平手打ちの事実について確認しているところ、里父も本児に対する虐待の意図は認めていないものの、本件平手打ち自体は認めている。

さらに、児童センターが、本児の左臀部の痣について〇〇大学医学部の専門医師に意見を求めたところ、同医師からは、受傷時期が異なると推定される複数の皮下・皮内出血が認められ、（本件平手打ちを行った）1月9日のエピソード以外でも臀部を叩か

れている可能性は十分に考えられるとの所見を得たことから、本件平手打ち以外にも里父が本児の臀部を叩いている可能性が十分に考えられたこと、東京都児童福祉審議会に対して本件平手打ち行為が本児に対する身体的虐待に該当することについて報告したところ、同審議会委員から当該身体的虐待を否定するような意見（異論）が出なかったことから、児童センター所長は、請求人らについて縁組里親の認定の取消しが適当であると思われると少子社会対策部長に報告をしたことが認められる。

以上の点を踏まえた上で、処分庁が、請求人らが縁組里親として、都認定基準(3)の「児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること」との基準を満たさなくなつたと判断したことは相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人らは、上記（第3・(2)）のとおり主張する。

しかし、仮に里父が本児に玄関の鍵の開閉による外出の危険を本児に分からせ、その危険から守るために、しつけとして本件平手打ちを行ったとしても、上記2のとおり、現に請求人らの家庭内で本件平手打ちにより本児に身体的外傷が生じたことは事実であり、里父が本件平手打ち以外にも本児の臀部を叩いている可能性が十分に考えられたこと、また、児童の福祉に関する判断には、専門的な知見が必要とされることからすれば、本件処分をするか否かについての判断については、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ（一時保護に関する東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）、処分庁は、外部の専門医師の医学的所見や東京都児童福祉審議会に報告して意見を求めるなど、一定の手續を履践した上で本件処分を行っており、処分庁が本件処分をなすに当たって、その裁量の逸脱又は濫用があったと認めることもできない。

したがって、請求人らの主張をもって、本件処分を取り消すこ

とはできないものである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成